

毎週月・水・金曜日発

富 山 県 報

平成31年3月29日

金 曜 日

号 外(2)

目 次

訓 令

○富山県事務決裁規程の一部を改正する訓令

1

訓 令

富山県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成31年3月29日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県訓令第4号

本 庁
出先機関

富山県事務決裁規程の一部を改正する訓令

第1条 富山県事務決裁規程（昭和62年富山県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第13号中「3日」を「5日」に改め、同項第22号中「新規又は重要な変更に係るもの」を「新たに委託するもの又は委託を継続するに当たつて重要な変更があるもの」に改め、同項第26号オ(ア)から(ウ)までの規定中「以上」の次に「（債権者が複数ある場合において当該債権者ごとの支出金額のいずれもが知事の決裁を受けなければならない額未満であるもの並びに債権者、支出金額及び内容が予算の編成時と同一であるものを除く。）」を加え、同号シ中「未満」を「以内」に改め、「もの」の次に「及び地方債の償還のための基金の処分に係るもの」を加える。

別表第1の1の表部局長専決事項の欄第6号中「、訂正又は利用停止」を削り、同欄第15号及び第16号中「3日」を「5日」に改め、同欄第22号キ(ウ)中「未満」

の次に「(債権者が複数ある場合において当該債権者ごとの支出金額のいずれもが知事の決裁を受けなければならない額未満であるもの並びに債権者、支出金額及び内容が予算の編成時と同一である場合は、5億円以上)」を加え、同号キ(㊦)中「未満」の次に「(債権者が複数ある場合において当該債権者ごとの支出金額のいずれもが知事の決裁を受けなければならない額未満であるもの並びに債権者、支出金額及び内容が予算の編成時と同一である場合は、2億円以上)」を加え、同号キ(㊦)中「未満」の次に「(債権者が複数ある場合において当該債権者ごとの支出金額のいずれもが知事の決裁を受けなければならない額未満であるもの並びに債権者、支出金額及び内容が予算の編成時と同一である場合は、7,000万円以上)」を加え、同号セ中「1年未満」を「1年以内」に改め、「基金」の次に「(地方債の償還のための基金の処分に係るものを除く。)」を加え、同表室課長専決事項の欄第5号中「法令等の規定により期間を定めて一般の閲覧等に供されたもので、当該期間が終了したものに限る」を「一の開示請求に係る公文書の名称その他の公文書を特定するに足りる事項が同一部局内の全ての室課及び出先機関にわたるものを除く」に改め、同欄第6号中「法令等の規定により期間を定めて一般の閲覧等に供されたもので、当該期間が終了したものに限る」を「一の開示請求に係る保有個人情報が記載されている公文書の名称その他の保有個人情報を特定するに足りる事項が同一部局内の全ての室課及び出先機関にわたるものを除く」に改め、同欄中第37号を第39号とし、第31号から第36号までを2号ずつ繰り下げ、同欄第30号キを次のように改める。

キ 1件 100万円未満の写真(現像、焼付け及び引伸しに係るものに限る。)

別表第1の1の表室課長専決事項の欄中第30号を第31号とし、同号の次に次の1号を加える。

(32) 購入契約に係る1件 100万円未満の物品のうち、次に掲げる性質又は目的により、競争の余地がないもの

ア 単一代理店(特定の者のみ納入することができるものをいう。)

イ 特製品(特定の製作者等から直接購入するものをいう。)

ウ 特殊設備技術(特定の業者のみが有する設備又は技術を購入するものをいう。)

エ 規格指定（試験等のため、規格を指定して製造するものをいう。）

オ 現品選定（報償品等で、現品の選定をするものをいう。）

別表第1の1の表室課長専決事項の欄中第29号を第30号とし、第26号から第28号までを1号ずつ繰り下げ、同欄第25号又中「未満」の次に「（地方債の償還のための基金の処分に係るものにあつては、金額にかかわらず。）」を加え、同号を同欄第26号とし、同欄中第24号を第25号とし、第7号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 保有個人情報の訂正又は利用停止の決定に関すること。

別表第1の1の表出先機関の長専決事項の欄第4号中「法令等の規定により期間を定めて一般の閲覧等に供されたもので、当該期間が終了したものに限る」を「一の開示請求に係る公文書の名称その他の公文書を特定するに足りる事項が同一部局内の全ての室課及び出先機関にわたるものを除く」に改め、同欄第5号中「法令等の規定により期間を定めて一般の閲覧等に供されたもので、当該期間が終了したものに限る」を「一の開示請求に係る保有個人情報が記載されている公文書の名称その他の保有個人情報を特定するに足りる事項が同一部局内の全ての室課及び出先機関にわたるものを除く」に改め、同欄中第27号を第28号とし、第14号から第26号までを1号ずつ繰り下げ、同欄第13号中「3日」を「5日」に改め、同号を同欄第14号とし、同欄中第12号を第13号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 保有個人情報の訂正又は利用停止の決定に関すること。

別表第1の3の表土木センターの土木事務所長（以下「土木事務所長」という。）の専決事項の欄第3号中「法令等の規定により期間を定めて一般の閲覧等に供されたもので、当該期間が終了したものに限る」を「一の開示請求に係る公文書の名称その他の公文書を特定するに足りる事項が同一部局内の全ての室課及び出先機関にわたるものを除く」に改める。

別表第2の1の表観光・交通・地域振興局の項を次のように改める。

観光・ 交通振	総合交 通政策	空港内の工作物の 設置及び土地、建物	空港内で営業す る者の許可に関す	空港管理事務所 (1) 空港の運用時
------------	------------	-----------------------	---------------------	-----------------------

興局	室	等の使用の許可に関する こと（空港管理 事務所長の専決事 項に係るものを除 く。）。	ること（空港管理 事務所長の専決事 項に係るものを除 く。）。	間外の空港施設 の使用許可に関 すること。 (2) 空港施設の使用 届又は使用変 更届の受理に関 すること。 (3) 空港における 換算単車輪荷重 が30トンを超え る航空機の使用 許可に関するこ と。 (4) 空港において 爆発物又は危険 を伴う可燃物を 携帯し、又は運 搬する行為及び 裸火を使用する 行為の許可に関 すること。 (5) 空港内の工作 物の設置及び土 地、建物等の使 用の許可（同一 内容で更新する ものに限る。） に関すること。 (6) 空港内で営業
----	---	--	--	--

			する者の許可 (同一内容で更新するものに限る。)に関する こと。 (7) 空港の構内営業の休廃止届の受理に関する こと。 (8) 空港制限区域立入証等の交付に関する こと。
	観光振興室		旅行業約款の許可に関する こと。

別表第 2 の 1 の表生活環境文化部環境政策課の項部局長専決事項の欄第 8 号中「に限る。）」を「であつて、許可の期間が 1 年以上のものに限る。）」に改め、同項室課長専決事項の欄中第 53 号を第 54 号とし、第 5 号から第 52 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

- (5) 都市公園法第 5 条第 1 項の規定による公園管理者以外の者の公園施設の設置及び管理の許可並びに当該許可事項の変更の許可に関すること（新港の森に係るものであつて、許可の期間が 1 年未満のものに限る。))。

別表第 2 の 1 の表生活環境文化部自然保護課の項部局長専決事項の欄中第 10 号を削り、第 11 号を第 10 号とし、第 12 号から第 15 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同表生活環境文化部環境保全課の項部局長専決事項の欄中第 45 号を第 46 号とし、第 22 号から第 44 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同欄第 21 号中「土壌汚染対策法（以下「土染法」という。）」を「土染法」に改め、同号を同欄第 22 号とし、同欄第 20 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 土壌汚染対策法（以下「土染法」という。）第 3 条第 3 項の規定による通

知に関すること。

別表第2の1の表生活環境文化部環境保全課の項室課長専決事項の欄中第8号を削り、同欄中第9号を第8号とし、第10号から第41号までを1号ずつ繰り上げ、同表厚生部くすり政策課の項部局長専決事項の欄中第2号から第5号までを削り、第6号を第2号とし、同項室課長専決事項の欄第8号及び第9号中「の更新及び許可に係る届出の受理」を削り、同欄第13号中「の更新及び登録に係る届出の受理」を削り、同欄第14号中「の更新及び許可に係る届出の受理」を削り、同表商工労働部商業まちづくり課の項部局長専決事項の欄第1号及び第3号中「及び定款の変更」を削り、同項室課長専決事項の欄中第6号を第8号とし、第2号から第5号までを2号ずつ繰り下げ、同欄第1号中「定款変更」を「定款の変更」に改め、同号を同欄第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 中小企業団体中央会の定款の変更の認可に関すること。

別表第2の1の表商工労働部商業まちづくり課の項室課長専決事項の欄に第1号として次のように加える。

(1) 商工会連合会の定款の変更の認可に関すること。

別表第2の1の表農林水産部農業経営課の項室課長専決事項の欄第1号中「共済規程」を「事業規程」に改め、同欄中第3号から第5号までを削り、第6号を第3号とし、第7号から第27号までを3号ずつ繰り上げ、同表農林水産部森林政策課の項部局長専決事項の欄中第11号を第12号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 生産森林組合の組織変更の認可に関すること。

別表第2の1の表農林水産部森林政策課の項室課長専決事項の欄第4号中「及び林地処分事業実施規程」を「、林地処分事業実施規程及び森林経営規程」に改め、同表土木部管理課の項部局長専決事項の欄中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の規定による裁定、

土地の立入り及び障害物の伐採等の許可並びに原状回復命令等に関すること。

別表第2の1の表土木部管理課の項室課長専決事項の欄中第6号を第7号とし、第1号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同欄に第1号として次のように加え

る。

- (1) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の規定による土地使用権等の譲渡の承認並びに公告及び縦覧に関すること。

別表第 2 の 1 の表土木部管理課の項出先機関の長専決事項の欄中第 136号を第 137号とし、第14号から第 135号までを 1 号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の 1 号を加える。

- (14) 道路法第39条の 9 の規定による道路占用者に対する是正措置の命令に関すること。

別表第 2 の 1 の表土木部道路課の項部局長専決事項の欄中第19号を第20号とし、第 6 号から第18号までを 1 号ずつ繰り下げ、同欄第 5 号中「車両の所有又は通行に係る」を削り、同号を同欄第 6 号とし、同欄第 4 号の次に次の 1 号を加える。

- (5) 道路法第48条の17第 2 項の規定による重要物流道路の指定の協議に関すること。

別表第 2 の 1 の表土木部都市計画課の項部局長専決事項の欄第15号中「除く」を「除き、許可の期間が 1 年以上のものに限る」に改め、同項室課長専決事項の欄中第15号を第16号とし、第10号から第14号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

- (10) 都市公園法第 5 条第 1 項の規定による公園管理者以外の者の公園施設の設置及び管理の許可並びに当該許可事項の変更の許可に関すること（環境政策課の所掌に係るものを除き、許可の期間が 1 年未満のものに限る。）。

別表第 2 の 1 の表土木部建築住宅課の項室課長専決事項の欄第20号中「及び第 18条」を「、第18条及び第22条の 2」に改め、同欄第21号中「及び第 4 項」を「から第 5 項まで」に改める。

別表第 2 の 6 中「第66号まで、第 111号、第 119号から第 125号まで及び第 130号ウ」を「第67号まで、第 112号、第 120号から第 126号まで及び第 131号ウ」に改める。

別表第 3 の(1)の表中

「	その他の事務	次	長	総合政策局長 があらかじめ 指定する職員	」
---	--------	---	---	----------------------------	---

観光・交通・ 地域振興局長	課の所掌に属 する事務	次 長	主 務 課 長	連 絡 課 長
	観光振興室の 所掌に属する 事務	観光振興室長	主 務 課 長	連 絡 課 長
	総合交通政策 室の所掌に属 する事務	総合交通政策 室長	主 務 課 長	連 絡 課 長

を

	地域振興・中 山間対策室の 所掌に属する 事務	地域振興・中 山間対策室長	主 務 課 長	総合政策局 長があらか じめ指定す る職員
	その他の事務	次 長	総合政策局長 があらかじめ 指定する職員	総合政策局 長があらか じめ指定す る職員
観光・交通振 興局長	総合交通政策 室の所掌に属 する事務	総合交通政策 室長	主 務 課 長	観光・交通 振興局長が あらかじめ 指定する職 員
	観光振興室の 所掌に属する 事務	観光振興室長	主 務 課 長	観光・交通 振興局長が あらかじめ 指定する職 員

に改める。

別表第 3 の(2)の表中

「薬事総合研究開 発センター所長	次長	主務センター長	総務課長
---------------------	----	---------	------

を

「薬事総合研究開 発センター所長	総務課の所掌に 属する事務	次長	総務課長
	研究協力課の所 掌に属する事務	次長	研究協力課長 総務課長
	その他の事務	次長	主務センター長 総務課長

に改める。

別表第 4 第 1 項中「(海外旅行に係るものを除く。)」を削る。

別表第 4 第 2 項第 5 号ア中「あつても」の次に「、債権者が複数ある場合にお

いて当該債権者ごとの支出金額のいずれもが100万円未満のもの」を加え、同項第6号中「1年未満」を「1年以内」に改め、同項第7号シ中「広告料（美術館及び博物館に係るもの並びに広告協賛のうち広報課の所掌に係るものにあつては1件50万円以上のもの、その他のものにあつては1件10万円以上のものに限る。）」を「1件50万円以上の広告料」に改め、同表第4項第3号イ中「未満」を「以内」に改め、「もの」の次に「及び地方債の償還のための基金の処分に係るもの」を加え、同項第4号中「1億円」を「7,000万円」に、「及び利子補給金に係る」を「、利子補給金及び債権者が複数ある場合において当該債権者ごとの支出金額のいずれもが知事の決裁を受けなければならない額未満であるもの並びに債権者、支出金額及び内容が予算の編成時と同一である」に改め、同表第5項第5号ウ中「基金」の次に「（1件1,000万円以上であつても、地方債の償還のための基金の処分に係るものにあつては、回議を省略することができる。）」を加え、同表第6項第3号中「現金の運用」を「1年以内の短期運用に係るもので流動性預金に預託する現金の運用以外のもの」に改める。

第2条 富山県事務決裁規程の一部を次のように改める。

別表第2の1の表生活環境文化部環境保全課の項部局長専決事項の欄第22号中「第3条第4項」の次に「及び第8項」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同欄第24号中「第7条」を「第7条第1項」に、「汚染の除去等の措置」を「汚染除去等計画の作成及び提出の指示、同条第2項の規定による計画提出命令、同条第4項の規定による計画変更命令並びに同条第8項の規定による措置命令」に改め、同欄第25号中「第12条第4項」を「第12条第5項」に改め、同欄中第46号を第47号とし、第28号から第45号までを1号ずつ繰り下げ、同欄第27号の次に次の1号を加える。

(28) 土染法第27条の5の規定による国等の機関との協議に関すること。

別表第2の1の表生活環境文化部環境保全課の項室課長専決事項の欄第1号中「第17条第2項」の次に「、土染法第7条第5項」を加え、同欄中第40号を第41号とし、第8号から第39号までを1号ずつ繰り下げ、同欄第7号の次に次の1号を加える。

(8) 土染法第12条第1項の規定による確認に関すること。

別表第2の1の表土木部管理課の項出先機関の長専決事項の欄第98号中「及び第18条」を「、第18条及び第22条の2」に改め、同欄第99号中「及び第4項」を「から第5項まで」に改め、同表土木部建築住宅課の項室課長専決事項の欄中第55号を第56号とし、第6号から第54号までを1号ずつ繰り下げ、同欄第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 建築基準法第9条の4の規定による指導及び助言に関すること（土木センター所長の専決事項に係るものを除く。）。

第3条 富山県事務決裁規程の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表土木部管理課の項出先機関の長専決事項の欄中第137号を第139号とし、第83号から第136号までを2号ずつ繰り下げ、第82号を第83号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (84) 建築基準法第87条の3第3項及び第5項の規定による使用の許可に関すること。

別表第2の1の表土木部管理課の項出先機関の長専決事項の欄中第81号を第82号とし、第80号を第81号とし、第79号を第80号とし、同欄第78号中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同号を同欄第79号とし、同欄中第77号を第78号とし、第76号の次に次の1号を加える。

- (77) 建築基準法第9条の4の規定による指導及び助言（富山県建築基準法施行規則別表第1第2項(ウ)欄に掲げる建築物等に係るものに限る。）に関すること。

別表第2の6中「第112号、第120号から第126号まで及び第131号ウ」を「第114号、第122号から第128号まで及び第133号ウ」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中別表第2の1の表生活環境文化部環境保全課の項の改正規定、同表農林水産部農業経営課の項室課長専決事項の欄第1号の改正規定、同表農林水産部森林政策課の項の改正規定、同表土木部管理課の項の出先機関の長専決事項の欄の改正規定及び同表土木部道路課の項の改正規定 公表の日

- (2) 第 1 条中別表第 2 の 1 の表土木部管理課の項部局長専決事項の欄及び同項室
課長専決事項の欄の改正規定 平成31年 6 月 1 日
- (3) 第 2 条中別表第 2 の 1 の表土木部建築住宅課の項の改正規定及び第 3 条の規
定 建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日
(人 事 課)

